

MELONの個人情報保護法への対応

1. 個人情報の保護についての基本的考え方

三菱電機労働組合は、賃金・労働諸条件の改善、勤労者のための政策・制度の実現などをめざす組合活動や福祉共済事業などを円滑に遂行するために氏名、住所、電話番号等の個人情報を取得・利用しています。私たちは、これらの個人情報を保護することの重要性を踏まえ、その社会的責任を果たすべく、以下の通り個人情報を取り扱います。

- (1) 個人情報保護法その他の関係諸法令を遵守するとともに、関係省庁ガイドラインおよび個人情報の適正な取り扱いに関する社会的ルールに準じ、適切に取り扱います。
- (2) 個人情報の取得にあたっては、その利用目的を明確にし、それに従って取扱います。
- (3) 適正な個人情報の取り扱いに向けて、必要かつ適正な安全管理を行うとともに、組合の役員への周知徹底を図ります。
- (4) 組合活動を遂行するために提携・協力している事業者・団体等に対しても、適切に個人情報を取り扱うように要請します。

2. 個人情報の利用目的

- (1) 組合機関での決定事項、労使交渉・協議の内容・結果の報告、各種催事の案内等、政策制度課題への取組みなど、組合が必要とする活動を行うため
- (2) 賃金・労働諸条件に関する労使交渉のための基礎的資料とするため
- (3) 組合費の徴収や労金・共済などの賃金控除に関する実務に供するため
- (4) 組合員福祉のための各種共済、各種保険等を組合員及びその家族に利用する際の実務に供するため
- (5) 大規模災害や組合員及び家族の事故・心身上の健康問題などの緊急事態が発生した場合において、円滑かつ適切な対応をはかるため

3. 個人情報の共同利用

私たちは以下の通り、個人情報を共同利用します。

(1) 三菱電機と MELON との共同利用

共同利用者の範囲	甲：三菱電機株式会社 乙：三菱電機労働組合
共同利用の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・本人に対し甲が各種社内連絡・通知・通達等を行うため ・乙が労使（交渉）協議の報告、運動方針・活動計画の通知や方針・計画に基づく諸行動への参加要請・催事の案内等を行うため ・本人の賃金・労働諸条件に関する、甲と乙の労使（交渉）協議における基礎データとするため ・災害時および甲または本人自らの非常時（心身上の健康問題等）において甲と乙が協力し円滑かつ適切な対応を図るため ・乙の組合費等の算出、および組合費やその他掛け金等の給与引き去り事務を甲が行うため ・甲および乙が共同で、またはそれぞれ主催する研修事業・福利厚生事業・共済事業を本人およびその家族が利用するため
個人情報の項目	氏名、性別、生年月日、住所、郵便番号、電話番号、社員番号、社員区分、所属部署および職場名、役職、職種、社内メールアドレス、賃金データ、給与諸控除データ、扶養等家族情報、勤怠情報、労使合同研修実施状況、入社・退職情報、慶弔情報、その他 法令もしくはそれに準じるものに定める事項、労働協約・就業規則に定める事項の実施に必要な情報

(2) 労働金庫と MELON との共同利用

共同利用者の範囲	甲：三菱電機労働組合 本部および各支部・分会 乙：労働金庫の各支店
共同利用の目的	甲の構成員が、甲を介して乙の提供する預金商品、貸付商品、投資信託、有価証券その他の金融関連サービスを利用するため、並びにそれらのご案内のために、甲の構成員の個人情報を甲及び乙が共同利用する。
個人情報の項目	・甲の構成員たる資格に関する情報（氏名、所属会員及び勤務先、職場番号、職場名、職員番号、住所、郵便番号、生年月日、電話番号） ・取引労働金庫に関する情報（取扱店、顧客番号） ・甲を介した取引に必要な情報としての貸金控除及び預金、貸付取引に関する情報（貸金控除金額、貸金控除の対象となる預金、積立、貸付の有無及び口座番号、預金・積立入金日及び貸付返済日、返済金額の変更に係る項目、預金・積立の契約内容：契約回数・払込済回数・満期日、貸付の契約内容：契約回数、払込済回数、最終期日）

(3) 全労済と MELON との共同利用

共同利用者の範囲	甲：三菱電機労働組合 乙：全国労働者共済生活協同組合連合会
共同利用の目的	乙の取扱う共済契約に関する業務を共同しておこなうために、個人情報を共同利用する。ただし、利用目的以外の利用はしないものとする。
個人情報の項目	・データ項目として、所属組合・会社等の事業所番号・従業員番号、所属番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号 ・加入・継続申込書記載事項（契約者情報・被共済者情報・契約内容） ・年末調整手続事項（年間払込金額・割戻金額・申告金額） ・協力団体・労働組合経由の共済金支払手続事項（支払通知書－契約者情報・被共済者情報、共済事由、共済金額）

(4) 電機連合と MELON との共同利用

共同利用者の範囲	甲：三菱電機労働組合 乙：全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
共同利用の目的	乙の運営する共済制度に関する業務を共同して行うため、加入者および加入者に付随する家族契約者等に関する個人情報を共同利用する。
個人情報の項目	・加入申込書などに記載された加入者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、社員番号、家族状況、健康状態、金融機関情報 ・給付金請求書などに記載される加入者番号、健康状態、事故状況 ・積立金明細書に記載される掛金額、積立金額、配当金など 共済制度の運営に関わる加入者の情報とする。

4. 個人情報の第三者への提供

私たちは、次のいずれかに該当する場合以外に個人情報を第三者に開示または提供することはありません。

業務を委託する場合には、委託情報を最小限に絞り込み、委託先との間において取り扱いに関する契約を締結し、適切な監督を行ないます。

- (1) 「個人情報の利用目的」のため、必要の範囲内において、業務委託先に提供する場合
- (2) 組合員本人の同意がある場合
- (3) 法令にもとづき開示・提供を求められた場合
- (4) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって組合員の同意を得ることが困難である場合

(5) 国または地方公共団体等が公的な事務を実施する上で、協力する必要がある場合であって、組合員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

5. 個人情報の開示・訂正・追加・削除

保有個人データに関して、自身の情報の開示・訂正・追加または削除の申し出については、組合員本人であることを確認した上で、適切な期間および範囲で開示します。事実と異なる内容がある場合には、適切な期間および範囲で訂正、追加または削除をします。開示等に伴う費用については実費相当の手数料をいただきます。

6. 利用停止・消去・第三者提供の停止

本人から利用停止・消去・第三者提供の停止を求められた時は、本人であることを確認し、申し出内容に正当な理由がある場合は、法令に従い適切に対応します。

7. 相談窓口

上記4項、5項、6項に関する申し出およびその他の個人情報に関するお問い合わせは、以下にて受け付けます。

<相談窓口>

〒225-0003 神奈川県横浜市青葉区新石川 1-1-9 三菱電機労働組合 総務担当
電話番号：045-909-1781/FAX 番号：045-909-1788

8. その他

三菱電機労働組合では以上の方針を改定することがあります。その場合、すべての改定は中央執行委員会の承認をもって行い、変更内容を告知いたします。万が一個人情報取り扱いで事故が発生した場合には、以下の事項を関係部門・監督当局に報告するとともに、適切に対応いたします。

- ・個人データの種類（従業員、顧客など）
- ・個人データの数
- ・データ項目（氏名、電話番号、住所など）
- ・事故により考えられる影響
- ・暫定対策
- ・再発防止策（恒久対策）